

横浜市情報公開・個人情報保護審査会制度運用調査部会 第63回会議議事録

日 時	令和4年5月26日(木) 午後2時00分～午後4時10分
開催場所	市庁舎18階さくら16会議室
出席者	藤原部会長（WEB会議システムによる出席）、金子委員（WEB会議システムによる出席）、松村委員（WEB会議システムによる出席）
欠席者	なし
開催形態	公開（傍聴者1名（午後3時退室））
議 題	<p>1 横浜市情報公開・個人情報保護審査会制度運用調査部会第62回会議議事録の承認</p> <p>2 横浜市個人情報の保護に関する条例及び横浜市の保有する情報の公開に関する条例の改正についての諮問</p>
議事及び決定事項	<p>開会にあたり、部会長が、WEB会議システムによる開催及び会議の公開を確認した。</p> <p>1 横浜市情報公開・個人情報保護審査会制度運用調査部会第62回会議議事録の承認</p> <p>2 横浜市個人情報の保護に関する条例及び横浜市の保有する情報の公開に関する条例の改正についての諮問</p> <p>(1) 開示決定等の期限について</p> <p>(事務局) 横浜市個人情報の保護に関する条例（以下「保護条例」という。）の開示決定等の期限に係る規定の改正について説明（資料(2)に基づき説明）</p> <p>(松村委員) 法令的観点で「責務的な規定」のイメージがわからない。</p> <p>(事務局) 具体的な条文案は今後検討する。条例の最初に載っている地方公共団体の責務のようなイメージ。</p> <p>(松村委員) 責務規定は法令上独特なニュアンスを持っている。今回は「責務規定」ではなく「責務的な規定」と表現している。条文に実際に書くときは責務規定ではないと思う。</p> <p>(事務局) 本人収集原則の件で個人情報保護委員会から努力義務でも義務規定を設けるのはだめだと言われたため、資料を作る段階で義務という表現を控えたが、本件についてだめと言われたわけではないので、今後条文を作成していく中で努力義務として置くことは十分ありうる。</p> <p>(松村委員) 努力義務的なニュアンスを持ったものだとして理解しておく。</p> <p>(藤原部会長) 今後議会に提出する条例案を作成していく中で議論する</p>

ことはできるため、今のところはこの説明でいいと思う。  
現時点は責務「的」な規定になるだろう。この説明はこれ  
でよろしいか。

(委員) よろしい。

(2) 審査会の調査審議の手続について

(事務局) 保護条例の審査会の調査審議の手続に係る規定の改正に  
ついて説明(資料(2)に基づき説明)

(藤原部会長) 準用規定を置くということか。

(事務局) 準用規定は置かずに横浜市の保有する情報の公開に関する  
条例(以下「情報公開条例」という。)にある「①イン  
カメラ審理を行うこと。」、「②審査関係人が主張書面又  
は資料の写しの交付を希望する場合、審査会は、写しの交  
付に係る日時及び場所を指定することができること。」、「  
③審査関係人から主張書面又は資料が提出された場合、  
審査会は、他の審査関係人にそのことを通知するよう努め  
ること。」という3つの手続をそのまま81条機関としての  
審査会の手続として使っていくという考え方。

(松村委員) よろしいと思う。ただ、9ページ最後の「情報公開条例  
で定めるものとする」という表現は「情報公開条例に置く  
ものとする」と書いたほうがよいと思う。

(藤原部会長) 従来からある手続のものか新たな手続のものかがよりは  
つきりするため、その方がよいと思う。

(松村委員) 行政不服審査法の略称として「行服法」と「行審法」は  
どちらが世間一般的なのか。

(藤原部会長) ここはテクニカルな部分なのでいずれ決めていこう。

(3) 審査会に対する写しの交付の請求に関する手数料について

(事務局) 保護条例の審査会に対する写しの交付の請求に関する手  
数料に係る規定の改正について説明(資料(2)に基づき説  
明)

(藤原部会長) 手数料について説明があったが、いかがか。

(松村委員) よろしい。

(金子委員) 本来ならば白黒1枚10円、カラー1枚50円と請求できる  
わけだが、写しの交付の請求をしておきながら、受取人が  
来ない場合はどうするのか。

(藤原部会長) 本件は手数料の議論の場であるため、いわゆる濫用的請  
求の議論を行うときに何うこととしたい。

(4) 開示決定等の期限について

- (事務局) 情報公開条例の開示決定等の期限に係る規定の改正について説明(資料(3)に基づき説明)
- (松村委員) 「横浜市の日が多く含まれているときには」と書いてあるが、規定上はどうなるのか。祝日を含むか含まないかという議論と違ってイメージがわからない。
- (事務局) 抽象的になったのは内部でもその表現が難しいとなっているからで、「14日以内(ただし当該期間内に横浜市の日が4日以上含まれる場合にはそれらの日を除いて10日)」という一つの案では実質的には10日は維持できると考えている。休日が4日以上あっても10日は確保するというのが目的。
- (松村委員) 横浜市の日を除き10日以内とした方がわかりやすいのではないか。
- (事務局) 選択肢としてはあり、内部で調整中。基本的には調整規定は必要だという方向性としていただきたい。
- (松村委員) 調整したいという事務局の意見を尊重するのであれば、「横浜市の日が多く含まれているときには」と限定するのではなく、「含まれている場合を考慮し」「場合を踏まえ」と表現すればどうか。このままだとゴールデンウィークや年末年始しか適用できなくなるような書き方のため。
- (藤原部会長) ここは枠内の書きぶりを考えていただくということではよろしいか。
- (委員) よろしい。
- (5) 審査会に対する写しの交付の請求に関する手数料について
- (事務局) 情報公開条例の審査会に対する写しの交付の請求に関する手数料に係る規定の改正について説明(資料(3)に基づき説明)
- (藤原部会長) ここについて、何か意見はあるか。
- (委員) 意見なし
- (6) 資料(2)の筆致について
- (藤原部会長) 他の論点についてはほぼ異存なく了承しているが、筆致等で気になるところはあるか。
- (松村委員) 4ページ。「写しの交付方法」とあるが、「文書等の写しの交付方法」ではないか。
- (事務局) 修正する。
- (松村委員) 6ページ。基本的に「適当である」と結んであるが、枠内の最後だけ「適当である」ではない。
- (事務局) くどくなると思い変更したが、修正する。

(松村委員) 第2項の4行目「～均衡を失する。場合によっては、電磁的記録であれば手数料が安価で済むからと、本来の必要な範囲を超えた開示請求を誘発するリスクも否定できない。」という説明だが、本人開示請求で濫用的なことは考えにくいのもあり、どう表現すべきか迷う。

(事務局) 「場合によっては～否定できない。」を削除する。

(松村委員) 11ページ説明4行目。「裁決すべき旨を定めた規定がないが」を「裁決すべき旨を明示した規定がないが」に変えたらどうか。結局、尊重義務規定がなくてもあえて法定しているからには尊重義務はあるんだという考え方。ただ、それを明示しているかどうかという問題。後段の読み方をどうするかによるが、規定をすると存在して、規定をしないと存在しないみたいにも読める。規定がなくとも存在すると書くのも面倒なので、ニュアンスを出すために「明示した」等にしておけば読みやすい。そうすると後段の文章が読みやすくなる。

(事務局) 修正する。

(松村委員) 13ページの出資法人の保護規定は現保護条例の何条か。

(事務局) 60条である。

(松村委員) 市の機関は何を指すのか。出資法人を監督する機関のことか。出資法人のことか。

(事務局) 出資法人の関係する事務を所管する局。結論としては60条的な規定を維持することが必要だということと言いたい。

(松村委員) 責務規定というのはどこにあるのか。

(事務局) 言葉遣いが正確ではなかった。「出資法人の責務規定」ではなく、「出資法人に対する監督義務の規定」。

(松村委員) 義務であって責務ではなさそう。

(事務局) 書き出しは、「出資法人に対して適切な措置を講じる実施機関の義務については」が適切かもしれない。

(松村委員) 14ページ。第二段落最後のところ「これらと一体的に運用されている」とは何と何が一体的に運用されているのか。文章上に出てこない。

(事務局) 情報公開条例と番号条例である。

(松村委員) だとすれば、個人情報保護条例が出てきていないため、第二段落の最初にないと意味がわかりづらい。

(事務局) 修正する。

(藤原部会長) 12ページ。「条例に規定しなくても同様の運用はできるが、制度として新保護条例に規定して引き続き制度を運用することが適当である。」が気になった。「利用頻度の高

	<p>い制度である。したがって新保護条例にも規定して、引き続き同様に運用することが適当である。」程度が適切ではないか。</p> <p>(松村委員) これは、開示請求手続の特例を定めていることになるのではないか。</p> <p>(事務局) 国によると、開示制度としては法に定めているものの特例は許容しないが、簡易開示的なものについては個人情報 の本人への提供だと捉えればよいという話だった。</p> <p>(松村委員) 開示請求の特例としては許容されず、別建ての制度であればよいということならば、「利用頻度の高い制度である ので、新保護条例にも規定して、引き続き同様に運用す ることが適当である。」とするのはどうか。</p> <p>(事務局) 開示請求の特例ではなく、本人への情報提供の仕組みで あることを明示することとしたい。</p> <p>(藤原部会長) では、ここは今の趣旨を踏まえて修正してもらい、最終 的に我々がチェックすることとする。</p> <p>(7) 資料(3)の筆致について</p> <p>(松村委員) 6ページ。よくわからないのは、市民の選択なのかどう かということ。行政側でどちらか決めてしまうのか、請求 者が選択するのか。</p> <p>(事務局) 請求者の選択。請求書に書くイメージ。現在は対象行政 文書が紙なら紙で、電磁的記録なら電磁的記録で開示す るので、ニーズに合わせ紙の文書をスキャンして提供でき るように変えたい。</p> <p>(松村委員) 請求者の選択に応じみたいなことをいれなくてもよい か。</p> <p>(事務局) 入れた方がわかりやすいなら入れる。</p> <p>(松村委員) 12ページ。「不利益や不都合が生じることがないよう」 というのは具体的にどういうことか。</p> <p>(事務局) 検討中だが、いままでの実費負担から手数料を取るよう な事柄に変わるため、どの案件で何を徴収するのかという 適用関係を今は考えている。</p> <p>(松村委員) 開示請求を旧条例で行って、支払いは新条例施行後にな っている場合に、手数料の規定をどう適用させていくかとい うところか。</p> <p>(事務局) はい。具体的なところを検討しているところ。</p>
<p>特記事項</p>	<p>1 資料</p> <p>(1) 審査会諮問書</p>

	<p>(2) 横浜市個人情報の保護に関する条例改正について 中間取りまとめ案</p> <p>(3) 横浜市の保有する情報の公開に関する条例改正について 中間取りまとめ案</p> <p>(4) 意見募集（パブリックコメント）の概要について</p> <p>2 特記事項</p> <p>次回：令和4年8月25日（木） 市庁舎18階なみき19会議室</p>
--	--

本議事録を承認します。

令和4年6月24日

横浜市情報公開・個人情報保護審査会制度運用調査部会 部会長 藤原 静雄  
委 員 金子 正史  
委 員 松村 雅生